



2021年3月26日

各位

会社名 日本空港ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員兼COO 横田 信秋
(コード番号 9706 東証第1部)
問合せ先 専務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁
(TEL. 03 - 5757 - 8409)

第三者割当増資における発行新株式数の確定に関するお知らせ

2021年2月17日開催の当社取締役会において決議いたしました野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に関し、割当先より発行予定株式数の一部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 発行新株式数	1,161,000株 (発行予定株式数 1,252,100株)
(2) 払込金額の総額	5,527,753,200円 (1株につき 4,761.20円)
(3) 増加する資本金の額	2,763,876,600円 (1株につき 2,380.60円)
(4) 増加する資本準備金の額	2,763,876,600円 (1株につき 2,380.60円)
(5) 申込期間(申込期日)	2021年3月29日(月)
(6) 払込期日	2021年3月30日(火)

<ご参考>

1. 上記の第三者割当増資は2021年2月17日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分並びに当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)と同時に決議されたものであります。

当該第三者割当増資の内容等については2021年2月17日に公表いたしました「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ」及び2021年3月1日に公表いたしました「発行価格、処分価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	91,984,400株	(2021年3月26日現在)
第三者割当増資による増加株式数	1,161,000株	
第三者割当増資後の発行済株式総数	93,145,400株	

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 今回の調達資金の用途

今回の第三者割当増資による手取概算額 5,494,753,200 円については、当該第三者割当増資と同日付で決議された国内一般募集及び海外募集の手取概算額 50,910,901,480 円と合わせ、手取概算額合計 56,405,654,680 円について、2024 年 3 月末までに総額 50,000,000,000 円を空港処理能力向上と旅客動線最適化に資する第 1 ターミナルの北サテライト新設及び第 2 ターミナルと第 2 ターミナル北サテライト接続のための設備投資資金に、2024 年 3 月末までに 5,000,000,000 円を第 1 ターミナル及び第 2 ターミナルの安全対策等のための設備投資資金に、2022 年 3 月末までに 1,000,000,000 円をビジネスジェット専用施設整備のための設備投資資金に、残額が生じた場合にはその全額を 2023 年 3 月末までに借入金返済資金に充当する予定であります。

詳細につきましては、2021 年 2 月 17 日に公表いたしました「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。